

## 宮城県公報

行 政 部  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

一

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第七十九号

## 事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二十四号中「薬事法( )」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律( )」に改め、同号口中「及び第三十五条第三項ただし書」を「、第三十五条第三項ただし書、第三十九条の二第二項ただし書及び第四十条の六第二項ただし書」に、「及び営業所管理者」を「、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者及び再生医療等製品営業所管理者」に改め、同号ホ中「並びに第四十条第一項及び第二項」を「、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七」に、「貸貸業及び」を「貸与業、」に、「貸貸業の」を「貸与業及び再生医療等製品の販売業の」に改め、同号ヲ中「貸貸業」を「貸与業」に改め、同号ラ中「薬事法施行条例」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に、「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同号中ヲをウとし、ナを削り、同号ネ中「第四十四条、第四十五条、第四十六条及び第四十七条」を「第四十四条から第四十七条まで」に改め、「薬局開設」を削り、「並びに高

ページ

度管理医療機器等の販売業及び貸貸業」を「、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業」に改め、同号中ネをムとし、同号ツ中「第十一条、第十二条、第十三条及び第十四条」を「第十一条から第十四条まで」に改め、同号中ツをウとし、同号ソ中「第四条、第五条、第六条及び第七条」を「第四条から第七条まで」に改め、同号中ソをナとし、同号レ中「薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。)」を「政令」に改め、同号中レをネとし、同号タ中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に、「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改め、同号中タをソとし、ソの次に次のように加える。

ツ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。第一条の四から第一条の七までの規定による薬局開設の許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領

第六条第一項第二十四号中ヨをタとし、タの次に次のように加える。

レ 第六十九条第三項の規定による薬局開設者に対する報告の徴収、立入検査及び質問  
第六条第一項第二十四号中カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ 第四十条の五第二項及び第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可及びその更新  
第十四条第十一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号イ中「貸貸業」を「貸与業」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第四十条の五第二項及び第四項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可及びその更新

## 更新

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

## ○宮城県訓令第二十号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一保健福祉部長の業務に係る専決事項の項第三号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号ロ中「第七十二条の三」を「七十二

条の四」に改め、同表業務課長の専決事項の項第三号中「薬事法の」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の」に改め、同号イ中「、営業所管理者」を「、体外診断用医薬品製造管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者、再生医療等製品営業所管理者」に改め、「第十七条」の下に「、第二十三条の二の十四」を加え、「第六十八条の二」を「第三十九条の二、第四十条の六、第六十八条の十六」に改め、同号中ツをムとし、ソをラとし、同号レ中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同号中レをナとし、ワからタまでをレからネまでとし、ヲをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 報告及び報告内容の是正の命令（第七十二条の三）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ルをカとし、ヌをワとし、リをヲとし、チをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル 再生医療等製品の販売業の許可及びその更新（第四十条の五）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号ト中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可及びその更新（第二十三条の二）

ヘ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録及びその更新（第二十三条の二の三）

別表第一業務課長の専決事項の項第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同表農林水産部長の畜産課に係る専決事項の項第九号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表畜産課長の専決事項の項第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表家畜保健衛生所長の専決事項の項第七号中「薬事法の」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の」に改め、同号ロ中「賃貸業」を「貸与業」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項第八号中「（昭和三十六年農林省令第三号）第三十三条」を「（平成十六年農林水産省令第七号）第一百十二条」に改める。

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十号中「薬事法の」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の」に改め、同号ロ中「及び営業所管理者」を「、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者及び再生医療等製品営業所管理者」に改め、「第三十五条」の下に「、第三十九条の二、第四十条の六」を加え、同号二中「賃貸業及び」を「貸与業、」に、「賃貸業の」を「貸与業及び再生医療等製品の販売業の」に改め、「第四十条」の下に「、第四十条の七」を加え、同号ル中「賃貸業」

を「貸与業」に改め、同号ナ中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に、「薬事法施行条例」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に改め、同号中ナをラとし、ネを削り、同号ツ中「薬局開設」を削り、「並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」を「、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業」に改め、同号中ツをナとし、ソをネとし、レをツとし、同号タ中「薬事法施行令（以下この号において「政令」という。）」を「政令」に改め、同号中タをソとし、同号ヨ中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に、「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改め、同号中ヨをタとし、タの次に次のように加える。

レ 薬局開設の許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この号において「政令」という。） 第一条の四、第一条の五、第一条の六、第一条の七）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十号カの次に次のように加える。

ヨ 薬局開設者に対する報告の徴収、立入検査及び質問（第六十九条第三項）

附 則

この訓令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。